

特定非営利活動法人つなぐ定款

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人つなぐという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県天草市に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を熊本県熊本市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障がいや病気を持つ人々に対して、看護及び在宅生活支援に関する事業を行い、誰もが安心してその人らしい生活を送ることができる地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護予防サービス事業及び居宅介護支援事業
- (2) 健康保険法に基づく訪問看護事業
- (3) 健康保険法に基づく栄養指導事業
- (4) 精神保健・医療・福祉に係る相談事業
- (5) 地域支援ネットワーク事業
- (6) 医師派遣事業
- (7) 健康・医療・介護等に関する講演事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法

(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員 この法人の趣旨に賛同し事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理 事 3人以上

(2) 監 事 1人 以上

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 会費の額
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもつて、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 9 月 1 日に始まり翌年 8 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第3項に掲げる者のうち、他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報およびインターネットのホームページに掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長 倉本 剛史
副理事長 安成 英文
副理事長 小田 哲也
理事 林田 直美
理事 池田 亜須香
監事 塚本 二美
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成 27 年 11 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 27 年 8 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 年会費 個人 5,000 円
 - (2) 賛助会員 年会費 個人 3,000 円

団体 5,000 円

役員名簿

法人名：特定非営利活動法人 つなぐ

役名 (役職名)	氏名	住所又は居所	報酬の 有無
理事 (理事長)	倉本 剛史		無
理事 (副理事長)	安成 英文		無
理事 (副理事長)	小田 哲也		無
理事	林田 直美		無
理事	池田 亜須香		無
監事	塙本 二美		無

設立趣旨書

1 趣旨

特定非営利活動法人つなぐは、天草・熊本の保健・医療・介護・生活をつなぐ地域作りを行います。

「過疎地域の住民が住み慣れた地域・我が家で安心して生活する。又、人生の終末期を過ごせる」ために、訪問看護師を中心とした多職種連携に取り組みます。

また、熊本県各地において地域での連携・多職種連携カンファレンス等に関する講演活動やお手伝いも行います。

2025年には65歳以上年齢層が全人口の30%以上となる超高齢化社会を迎えようとしています。認知症高齢者の増加、高齢者の一人暮らしの増えていくとされています。多くの方が、介護が必要となっても自宅で生活をしたい、住み慣れた地域で暮らしたいと望まれています。

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築が望まれています。私たちは、地域、医療、介護の多職種が協働していくために、それぞれをつなぐハブステーションとなり、地域の皆様の医療・介護・生活支援を実施していきます。

具体的な事業内容

- ① 天草西海岸地域(下田北・下田南・高浜・大江・福連木・苓北)で訪問看護事業
- ② 上記地区での訪問リハビリテーション事業
- ③ 天草広域での訪問歯科相談窓口
- ④ 天草広域での訪問薬剤師相談窓口
- ⑤ 熊本県全域対応の訪問管理栄養士活動拠点
- ⑥ 全国各地での医療・介護等に関する講演活動事業
- ⑦ 地域ボランティアの受け皿(育成・寄付)事業
- ⑧ 天草での医療・介護の情報交換および連携のための、インターネットグループウェア「こころネットワークAMAKUSA」事務局

2 申請に至るまでの経過

- 2014年1月10日 インターネットグループウェア「こころネットワークAMAKUSA」開始
- 2014年1月20日 特定非営利活動法人設立のための有志への呼びかけ、勉強会
- 2014年2月24日 発起人会開催
- 2014年3月8日 設立総会開催

平成26年3月11日

法人名 特定非営利活動法人つなぐ

設立代表者住所

氏名 倉本 剛史



初年度事業計画書

法人成立の日から平成 27 年 8 月 31 日まで

法人名：特定非営利活動法人つなぐ

1 事業実施の方針

天草市天草町を中心とした訪問看護事業・訪問リハビリ事業、熊本県全域を対象とした栄養指導事業の立ち上げを行う。また、天草での訪問歯科・訪問薬剤指導の窓口となるステーションを目指すと共に、地域に根付いた活動（健康教室・相談事業等）も行う。

在宅という選択肢があることの周知・啓発と、IT を活用した多職種連携の体制作りを目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定期	実施予定場所	従事者の予定期	受益対象者の範囲及び予定期	支出見込額(千円)
介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護予防サービス事業及び居宅介護支援事業	訪問看護・訪問リハビリテーション	通年	天草市・苓北町	7名	天草市・苓北町近郊の在宅での看護・リハビリ対象者 40 人	25243
健康保険法に基づく訪問看護事業	訪問看護・訪問リハビリテーション	通年	天草市・苓北町	同上	天草市・苓北町近郊の在宅での看護・リハビリ対象者 15 人	2457
健康保険法に基づく栄養指導事業	診療所との契約栄養指導・訪問管理栄養指導	通年	熊本全域	1名	熊本県内の契約施設 4 件、施設・在宅での栄養管理対象者 100 人以上	4370
精神保健・医療・福祉に係る相談事業	地域住民の健康相談・介護相談	通年	天草市	1名	天草市近郊の地域住民 100 人	36
地域支援ネットワーク事業	訪問歯科・訪問薬剤師の相談窓口、インターネット連携事務局、ボランティアの受け皿	通年	上天草市・天草市・苓北町	1名	天草地域全住人	50
医師派遣事業	当直・産業医	月 3 回	苓北町	1名	契約病院 1 件 苓北町の患者全員	0
健康・医療・介護等に関する講演事業	動機づけ面接セミナー（カウンセリング法）等	毎月	天草市、熊本市、その他（全国）	2名	不特定多数（200 人程度）	492

翌年度事業計画書

平成 27 年 9 月 1 日から平成 28 年 8 月 31 日まで

法人名：特定非営利活動法人つなぐ

1 事業実施の方針

訪問看護事業・訪問リハビリテーション事業が継続可能な収支を維持し、当該地域の多くの医療機関と連携を行う。ITを利用した多職種連携の強化をはかり、在宅療養を行うためのサービスを提供することにより地域住民が安心して暮らす環境を確立させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定期	実施予定場所	従事者の予定期	受益対象者の範囲及び予定期	支出見込額(千円)
介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護予防サービス事業及び居宅介護支援事業	訪問看護・訪問リハビリテーション	通年	天草市・苓北町	8名	天草市・苓北町近郊の在宅での看護・リハビリ対象者 40 人	28243
健康保険法に基づく訪問看護事業	訪問看護・訪問リハビリテーション	通年	天草市・苓北町	同上	天草市・苓北町近郊の在宅での看護・リハビリ対象者 15 人	880
健康保険法に基づく栄養指導事業	診療所との契約栄養指導・訪問管理栄養指導	通年	熊本全域	1名	熊本県内の契約施設 4 件、施設・在宅での栄養管理対象者 100 人以上	4370
精神保健・医療・福祉に係る相談事業	地域住民の健康相談・介護相談	通年	天草市	1名	天草市近郊の地域住民 100 人	36
地域支援ネットワーク事業	訪問歯科・訪問薬剤師の相談窓口、インターネット連携事務局、ボランティアの受け皿	通年	上天草市・天草市・苓北町	1名	天草地域全住人	50
医師派遣事業	当直・産業医	月 3 回	苓北町	1名	契約病院 1 件 苓北町の患者全員	0
健康・医療・介護等に関する講演事業	動機づけ面接セミナー(カウンセリング法)等	毎月	天草市、熊本市、その他(全国)	2名	不特定多数 (200 人程度)	460

(法第10条第1項関係様式例)

初年度 活動予算書

法人成立の日から平成27年8月31日まで

(特定非営利活動法人つなぐ)

科目	金額	(単位:円)
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	70,000	
賛助会員受取会費	10,000	80,000
2 受取寄附金		
受取寄附金	0	0
施設等受入評価益	0	0
3 受取助成金等		
受取民間助成金	5,420,000	5,420,000
4 事業収益		
介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護予防サービス事業及び居宅介護支援事業収益	15,320,000	
健康保険法に基づく訪問看護事業収益	5,110,000	
健康保険法に基づく栄養指導事業収益	1,105,300	
精神保健・医療・福祉に係る相談事業収益	0	
地域支援ネットワーク事業収益	0	
医師派遣事業収益	1,750,000	
健康・医療・介護等に関する講演事業収益	1,550,000	
5 その他収益		
受取利息	0	24,835,300
雑収入	0	0
経常収益計		30,335,300
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	20,800,000	
臨時雇賃金	210,000	
法定福利費	3,151,500	
人件費計	24,161,500	
(2) その他経費		
旅費交通費	630,000	
通信運搬費	77,000	
印刷製本費	40,000	
消耗品費	1,250,000	
備品費	3,785,000	
水道光熱費	120,000	
賃借料	1,250,000	
減価償却費	610,500	
保険料	60,000	
研修費	420,000	
会議費	43,000	
雑費	200,000	
その他経費計	8,485,500	
事業費計		32,647,000
2 管理費		
(1) 人件費		
給料手当	2,160,000	
役員報酬	0	
福利厚生費	324,000	
人件費計	2,484,000	
(2) その他経費		
広告宣伝費	100,000	
通信運搬費	0	
印刷製本費	3,000	
消耗品費	10,000	
備品費	10,000	
旅費交通費	50,000	
地代家賃	0	
保険料	0	
会議費	0	
雑費	170,000	
その他経費計	343,000	
管理費計		2,827,000
経常費用計		35,474,000
当期経常増減額		(5,138,700)
III 経常外収益		
1 固定資産売却益		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		(5,138,700)
設立時正味財産額		0
次期操越正味財産額		(5,138,700)

活動予算書の注記(初年度)

1. 重要な会計方針
活動予算書の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

(1) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 事業費の内訳

科目	介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護予防サービス事業及び居宅介護支援事業費	健康保険法に基づく訪問看護事業費	健康保険法に基づく栄養指導事業費	精神保健・医療・福祉に係る相談事業費	地域支援ネットワーク事業費	医師派遣事業費	健康・医療・介護等に関する講演事業費	合計
(1) 人件費	17,200,000	0	3,600,000	0	0	0	0	20,800,000
給料手当	2,580,000	0	540,000	0	0	0	210,000	210,000
臨時雇用料	19,780,000	0	4,140,000	0	0	0	31,500	31,500
法定福利費								
人件費計	310,000	150,000	100,000	0	0	0	70,000	630,000
その他の福利費	27,000	9,000	30,000	1,000	10,000	0	0	77,000
旅費交通運輸費	7,500	2,500	20,000	0	10,000	0	0	40,000
通信運搬費	900,000	300,000	20,000	10,000	10,000	0	10,000	1,250,000
備品費	3,000,000	750,000	30,000	5,000	0	0	0	3,785,000
消耗品費	90,000	30,000	0	0	0	0	0	120,000
水道光熱費	270,000	900,000	0	0	0	0	80,000	1,250,000
賃借料	460,500	150,000	0	0	0	0	0	610,500
減価償却費	38,000	12,000	10,000	0	0	0	0	60,000
保険料	10,000	3,000	10,000	10,000	0	0	0	43,000
会議費	280,000	140,000	0	0	0	0	0	420,000
研修費	70,000	10,000	10,000	10,000	0	0	0	200,000
その他経費計	5,463,000	2,456,500	230,000	36,000	50,000	0	250,000	8,485,500
合計	25,243,000	2,456,500	4,370,000	36,000	50,000	0	491,500	32,647,000

単位:円

平成27度 活動予算書

平成27年9月1日から平成28年8月31日まで

(特定非営利活動法人つなぐ)

科目	金額 (単位:円)		
I 経常収益			
1 受取会費	150,000		
正会員受取会費	15,000		
賛助会員受取会費			
2 受取寄附金	0		
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
3 受取助成金等	0		
受取民間助成金			
4 事業収益			
介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護予防サービス事業及び居宅介護支援事業収益	29,219,000		
健康保険法に基づく訪問看護事業収益	9,739,000		
健康保険法に基づく栄養指導事業収益	1,569,000		
精神保健・医療・福祉に係る相談事業収益	0		
地域支援ネットワーク事業収益	0		
医師派遣事業収益	1,800,000		
健康・医療・介護等に関する講演事業収益	1,550,000		
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収入	0		
経常収益計			44,042,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	25,600,000		
臨時雇賃金	210,000		
法定福利費	3,840,000		
人件費計	29,650,000		
(2) その他経費			
旅費交通費	410,000		
通信運搬費	401,000		
印刷製本費	40,000		
消耗品費	1,550,000		
備品費	1,035,000		
水道光熱費	120,000		
賃貸料	80,000		
減価償却費	462,000		
保険料	60,000		
会議費	43,000		
雑費	187,000		
その他経費計	4,388,000		
事業費計			34,038,000
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	2,160,000		
役員報酬	0		
福利厚生費	324,000		
人件費計	2,484,000		
(2) その他経費			
広告宣伝費	200,000		
通信運搬費	0		
印刷製本費	3,000		
消耗品費	10,000		
備品費	10,000		
旅費交通費	50,000		
地代家賃	0		
保険料	0		
会議費	0		
雑費	170,000		
その他経費計	443,000		
管理費計			2,927,000
経常費用計			36,965,000
当期経常増減額			7,077,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0		
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			7,077,000
当期正味財産額	(5,138,700)		(5,138,700)
次期繰越正味財産額			1,938,300

活動予算書の注記(平成27年度)

1. 重要な会計方針 活動予算書の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

(1) 消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 事業費の内訳